改正後	改正前
［削る］	2　第二十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。 （フレキシブルディスクにはり付ける書面） **第二十七条**　第二十四条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一　提出者の氏名又は名称 二　提出年月日
備考　表中の［　］は注記である。	備考　表中の［　］は注記である。

様式第四及び様式第五を削る。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二十条　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
［削る］	（磁気ディスク） **第二十六条**　前条の規定による磁気ディスクは、次に掲げるものとする。 一　日本産業規格X六二二三号（昭和六十二年）に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ（両面に磁束反転速度一ラジアン当たり一万五千九百十六磁束反転で記録するものに限る。） 二　光ディスク（日本産業規格X六二八一号（平成二十四年）に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）
第二十六条　削除 ［削る］	
備考　表中の［　］は注記である。	

（商品投資顧問業者の業務に関する省令の一部改正）

第二十一条　商品投資顧問業者の業務に関する省令（平成四年通商産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（投資者の保護に欠ける禁止行為） **第四条**　［略］ 2　［略］ 3　商品投資顧問業者は、第一項第五号の規定による書面の交付に代えて、第六項で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、前項に規定する事項に係る情報を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該商品投資顧問業者は、当該書面を交付したものとみなす。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項に係る情報を記録したものを交付する方法 4～7　［略］ （情報通信の技術を利用する方法） **第九条**　法第二十二条の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面又は報告書に記載すべき事項に係る情報を記録したものを交付する方法 2～4　［略］	（投資者の保護に欠ける禁止行為） **第四条**　［略］ 2　［略］ 3　商品投資顧問業者は、第一項第五号の規定による書面の交付に代えて、第六項で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、前項に規定する事項に係る情報を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該商品投資顧問業者は、当該書面を交付したものとみなす。 一　［略］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項に係る情報を記録したものを交付する方法 4～7　［略］ （情報通信の技術を利用する方法） **第九条**　法第二十二条の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面又は報告書に記載すべき事項に係る情報を記録したものを交付する方法 2～4　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

別紙様式第二号中「令第　条第　項第　号」を削る。